

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設調査・設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

◆公募型プロポーザルの概要

1 業務の目的

現在、村のアナログ防災行政無線（同報系）は、平時及び緊急時等における住民への情報伝達施設として活用し、その役割を果たしています。

しかし、施設整備後、約11年が経過しており、設備の老朽化を起因とした障害発生が高まる傾向にあると共に、故障部品の取り換えが経年により困難であるなど、施設の安定運用と情報伝達効果の低下が危惧されています。

また、近年の災害等に関する住民や社会の意識は、熊本地震をはじめ東日本大震災など予期せぬ大災害の多発等により高まり続けていると共に、情報通信技術の進展により、生活や産業の場においてパソコンをはじめスマートフォン、タブレット等のモバイル端末が著しい速度で普及し、様々な情報をいつ、どこからでも入手可能な環境に変化しています。

一方、国・県においては、災害応急活動等の情報の共有化等が推進されて、新たなシステム整備が計画されるなか、村はそれと整合し災害応急活動の効率化等を図り、より一層効果的な情報配信と応急活動に資する必要があります。

このような状況を踏まえ、村は本業務において既設アナログ防災行政無線（同報系）からデジタル防災行政無線（同報系）への更新計画の策定を図り、現行機能や効果の維持に努めると共に、情報伝達の在り方や災害応急活動の効率化等の抜本的な見直しを行い、時代に適応した形態での情報発信の実現化を図ることを本業務の目的とします。

なお、整備工事については、平成31年度（2019年度）から平成32年度（2020年度）までの2カ年を予定しています。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設調査・設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設調査・設計業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から平成31年2月28日まで |
| (4) 支払条件 | 前払いなし |
| (5) 見積限度額 | 11,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
※予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。 |

3 参加資格の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる、市町村防災行政無線デジタル同報系に係る計画策定、電波伝搬調査、設計業務等の元請実績があること。
- (5) 電波伝搬調査を実施するうえで必要となる実験試験局（60MHz帯）免許を保有していること。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (7) 球磨村で行う打ち合わせ等に随時、出席できること。

4 プロポーザル日程

No	手続き等	期限等
1	公募開始（質疑開始含む）	平成30年 7月30日（月）
2	質疑受付締切	平成30年 8月 3日（金）
3	質疑回答	平成30年 8月 6日（月）
4	参加申込書提出締切	平成30年 8月 8日（水）
5	企画提案書提出締切	平成30年 8月17日（金）
6	1次審査（書類）	平成30年 8月20日（月）
7	1次審査結果通知	平成30年 8月24日（金）
8	2次審査（プレゼン・ヒアリング）	平成30年 8月31日（金）
9	2次審査結果通知	平成30年 9月 4日（火）
10	契約の締結	平成30年 9月10日（月）

5 参加の申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書（様式1）を提出して下さい。なお、参加申込書が提出されない場合は、企画提案書の受け付けは行いません。

- (1) 提出期限 平成30年8月8日（水）午後5時まで。
- (2) 提出方法 提出書類をPDF化し、電子メールにより提出して下さい。
電子メールの表題は「防災無線プロポーザル参加申込（事業者名）」と記し、メール送信後には、到着の有無を電話で提出先に確認して下さい。
- (3) 参加承認 球磨村の承認を受けない限り、本プロポーザルへの参加はできません。参加承認は、平成30年8月13日（月）午後3時までに受付印押印後の申込書をPDFで電子メールにより送付します。なお、参加申込書を提出したにもかかわらず、連絡が無い場合は、担当部署あてに電話確認することができます。
- (4) 参加辞退 参加申込書を提出した者は、参加辞退届（様式2）の提出により、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができます。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 平成30年8月3日(金) 午後5時まで。
- (2) 提出方法 質問書(様式3)により電子メールで提出して下さい。
- (3) 回 答 平成30年8月6日(月)午後5時までに質問事項の回答全てを取りまとめて、
村ホームページに掲載します。
なお、口頭による質問の受け付けは行いません。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

参加者(提案者)が過去に従事した業務実績と本業務仕様書を踏まえ、本業務の実施方法と次期施設の方向性等について提案して下さい。

作成にあたっては、専門知識を有しない者にも理解できるよう、分かりやすい表現に努め、20ページ以内で作成し、誓約書(様式4)を添付して提出して下さい。

② 業務工程表(任意様式)

作業項目毎に示した工程表を作成して下さい。

③ 実施体制調書(任意様式)

契約締結後の業務の実施体制(担当部署・担当者の所在等)を記載して下さい。

なお、業務に従事する者が技術者等の資格を有す場合、その資格とそれを証明する証明書を添付して下さい。

④ 業務実績書(任意様式)

過去5年間の受託実績(元請実績)について記載し、その契約書を添付して下さい。

⑤ 実験試験局免許状(60MHz帯)の写し

本業務で使用する実験試験局(60MHz帯)免許状の写しを添付して下さい。

⑥ 本業務の見積書(任意様式)

項目ごとの経費を積算した内訳書を添付して下さい。

合計額には、消費税及び地方消費税を含むものとし、見積限度額を超える金額の場合は失格とします。

⑦ 監理業務見積書(任意様式)

工事の施工に伴う、工事監理に係る業務委託費の見積書を提出して下さい。

合計額には消費税及び地方消費税を含むものとし、項目ごとの経費を積算した内訳書を添付して下さい。

(2) 作成方法

提出書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとして下さい。

文字サイズは11ポイント以上とします。但し、図表はこの限りではありません。

(3) 提出部数

正本1部、副本(写し)11部

なお、正本(1部)には、企画提案書届出書及び誓約書(様式4)を添付して提出して下さい。

- (4) 受付
平日の午前9時から午後5時までとします。
- (5) 提出期限
平成30年8月17日(金)午後5時(必着)
- (6) 提出方法
持参又は郵送(郵送については簡易書留とし期限までに必着すること。)

8 審査及び選定方法

- (1) 選考方法
「球磨村デジタル防災行政無線(同報系)施設調査・設計業務委託に係る審査会」において審査します。
審査は非公開とします。また、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する問い合わせや異議は受け付けません。
- (2) 審査方法
企画提案書提出者が5者以上の場合は、企画提案書の内容に基づく書類審査を実施します。
4者以下の場合は、プレゼンテーションのみ実施します。
 - ① 一次審査(書類審査)
 - ア 企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施します。
 - イ 一次審査の結果は、電子メールにより速やかに通知します。
 - ウ 一次審査通過者には、二次審査(プレゼンテーション)を実施します。
 - ② 二次審査(プレゼンテーション)
 - ア 二次審査の実施場所及び実施時間は、一次審査の結果通知と併せて通知します。
 - イ 二次審査への出席者は3名以内とします。
 - ウ 二次審査の時間は20分以内とし、その後、質疑応答10分程度行います。
プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは村で準備します。
 - エ 審査の結果は、平成30年9月4日(火)午後5時までに電子メールで通知します。
 - オ 二次審査に参加できない者は、審査対象から除外するものとします。
- (3) 選定方法
別紙の評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とします。
 - ① 選定にあたり、評価点が高点の者が2人以上あるときの対応
 - ア 見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とします。
 - イ 見積価格が同じ場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定します。
 - ② 有効な企画提案者が1者のみのときは、平均評価点が70点以上(100点満点中)であり、審査委員会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉権者とします。
- (4) 審査の対象外となるもの
企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合。
- (5) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合。

10 契約

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者と、企画提案書等を基に協議したうえで決定し、随意契約により契約を締結します。

なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合があります。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降の書類等の修正・変更は不可とします。
- (3) 提出書類は返却しません。但し、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しません。
- (4) 本事業の成果物等に係る権利は、球磨村に帰属します。

12 担当部署（書類等提出先）

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場 総務課 防災交通係 担当：舟戸

TEL：0966-32-1111 FAX：0966-32-1230

メールアドレス：m-funato@kuma.kumamoto.jp

※平成31年以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。